

「村差出明細帳」宝暦十年 月日

(小川家文書 D 4-17)

一当村烟之義元来武藏野御新田ニ而輕土

故惣而地性一同ニ惡敷御座候

一耕作之外男女之稼無ニ御座候

一分ヶ郷越名無ニ御座候(右カ)

一他村え出作他村ろ出作共ニ無ニ御座候

一穢多非人無ニ御座候

右之通り村差出帳無ニ相違ニ書上申候、此

外小物成等ハ不レ及レ申何ニ而も残候品無ニ御座候、以上

武州多摩郡

宝暦十年辰 月 日 小川村

名主 弥治郎

年寄 弥市郎

組頭 五郎兵衛

九左衛門

同 伴 藏

同 弥兵衛

同 善兵衛

同 作兵衛

同 彦 八

同 又右衛門

伊奈半左衛門様

御役所

## 【用語】

悪敷あしき：けしからぬ。不快な。よくない行い、または状態。

分ヶ郷：村が複数の領主に分割されること。分郷とも。

越石こしこく：知行を割渡す際、所定の石高に不足がある時、他領主支配の村から不足分を分けて補つたこと。十石以下であれば分郷もできないので隣村からその不足分を物成として渡してもらう。十石以上になれば分郷できるので越石はしない。

出作でさく：他村にある田畠に出向いて耕作すること。↑入作

小物成：小年貢とも。本年貢以外の雜税の総称。

## 【解説】

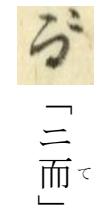
全八回にわたつて紹介しました『村明細』も今回で最終回を迎えます。最初に武藏野台地の土壤の性質、次に耕作以外の収入の有無、村の知行の形態、出作入作・穢多非人の有無などが記されています。これより六十年後の文政四（1821）年の村明細では、「農業之外男は江戸へ炭・薪を売りに行き、馬を持たない者は日雇い稼ぎ、くつ・わらじなどを作り、女は木綿で機織り」との記載が見られます。更に農間渡世として「商売家十三軒」（酒・酢・醤油・灯油・紙・蠟燭・小間物類・草履・草鞋・飴菓子・塩魚等）、「諸職人十二人」（大工・木挽・屋根裏・桶屋）、僧九人、座頭一人、瞽女一人と、職種の幅が広がり、村に商業活動の波が押し寄せている実態がわかります。ご興味のある方は『小平市史料集第一集——村明細帳・地誌・家数人別帳』をご参照ください。

次に文字をみていきましょう。

異体字「當」のくずし字です。



「當」は今迄も何度か登場しています。これは



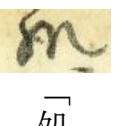
の様に見えます。



「故」は難解ですね。



「而」の「而」は平仮名「る」



「而」、



「而」などに近似して

いますが、最終画の筆遣い（故は上向き、殿は下向き）などが判別のヒントとなります。

「郷」は一見すると

「江」に見えます。前後の文脈で判断します。

「穢」も難解です。分解すると「禾」扁に旁が「止」「来」の様に見え

ます。ですが、これはくずし字的に「止」「成」から形成されます。「成」は

「來」に酷似していますので、注意が必要です。これ

も最終画の「点」の有無で判断できる場合もありますが、やはり前後の文脈で判断する事が大事です。

「品」も独特ですがこの形が典型的なくずし字です。このまま覚えましょう。

### 参考文献

児玉幸多編『くずし字用例辞典』東京堂出版 2006年

小平市教育委員会『小平市史料集第一集—村明細帳・地誌・家数人別帳—』1993年

